

答申第30号

第1 審査会の結論

異議申立人からの公文書公開請求に対し、草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成26年11月19日付け草育第〇〇〇〇号により、請求に係る文書の不存在を理由として行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）は、妥当であると判断します。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、実施機関に対し、平成26年11月1日付けで、草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第6条第1項に基づき、
 - ① 平成27年度保育所等申込書の作成にあたり、調整指数表において、「学童保育に通う小学生がいる世帯」に対して、加点を行うか否か検討した資料
 - ② 保育園入園申込時の面接における市役所面接担当者向けのマニュアル
 - ③ 平成25年度保育園入園に関し、〇〇〇〇保育園、△△△△保育園及び□□□□保育園各園の入園者の草加市保育実施基準表における得点が把握できる書類（個人情報を除く）
 - ④ 平成26年度保育園の入園に関し、▽▽▽▽保育園、▲▲▲▲保育園、▲▲▲▲分園及び▼▼▼▼保育園各園の入園者の草加市保育実施基準表における得点が把握できる書類（個人情報を除く）
 - ⑤ 平成26年度保育園入園に関し、平成26年11月1日現在（なければ10月1日現在でも可）の〇〇〇〇保育園、△△△△保育園、□□□□保育園及び▼▼▼▼保育園各園の1歳児待機児童の草加市保育実施基準表における得点（及び可能であれば志望順位）が把握できる書類（個人情報を除く）
 - ⑥ 平成26年度4月度に△△△△保育園又は□□□□保育園に入園したもので、実施基準表の点数が45点のもの全員の「同一指数世帯の優先順位で満たす項目」が把握できる書類（個人情報を除く）の公開請求（以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。
- 2 本件公開請求の①について、実施機関は、平成26年11月19日付け草育第〇〇〇〇号により公文書公開決定を、②については同日付け草育第〇〇〇〇号により本件非公開決定を、③から⑤については同日付け草育第〇〇〇〇号により公文書一部公開決定を、⑥については同日付け草育第〇〇〇〇号により公文書非公開決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 3 本件異議申立ては、これらの公文書公開決定等のうち、②の草育第〇〇

〇〇号による公文書非公開決定に対してなされたものです。

- 4 実施機関は、異議申立人に対し、本件非公開決定の理由を、マニュアルは作成していないため存在しません。
なお、保育園入園申込みの受付方法は、保育所等に係る入園案内に基づいて申込者の申込必要書類や書類内容の確認を行うとともに、受付に係る疑義については適宜職員間で確認し、担当職員全体で意識統一を図っています。
としました。
- 5 異議申立人から実施機関に対し、平成27年1月12日に本件非公開決定を不服として、その取消し、存在するはずの文書（公文書）の公開を求める異議申立書が提出され、草加市長から平成27年1月20日付け草育第▲▲▲▲号により当審査会に諮問されました。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書及び当審査会からの意見照会に対する回答書の内容を総合すると、次のとおりです。

- 1 文書なくして意識の統一は図れないことについて
平成26年度の保育園入園申込時の面談の際に、異議申立人の妻は、二世帯住宅である旨を説明しましたが、記載方法がわからなかったために、入園（室）児童家庭調査票の裏面「祖父母の状況」欄において、同居に○をし、特記事項に別世帯と記載しました。しかし、二世帯住宅である点が加点されず（平成26年度保育園入園案内調整指数表番号14「祖父母が同居していない、もしくは同居しているが介護対象者等である場合」）、この加点がされなかったために、異議申立人は、入園保留となりました。この点について異議申立人は保育課に説明を求めましたが、「言った、言わないの議論は、一切聞かない」という回答であり、草加市の保育課にはこのような原則があるということとなります。この原則に照らし合わせれば、文書の存在なしに意識の統一を図ることは不可能です。
- 2 担当職員の理解度の差について
平成26年度の保育園入園申込時の異議申立人の妻に対する面談官は、二世帯住宅の取り扱いに理解がなかったことは明らかです。また、保育課窓口においても、入園選考に関する質問をすると、窓口の男性職員は、回答に困り、必ず、他の職員に意見を求めます。このような職員が面談官を行っているのだから、実務を担当している者が、選考について完全に理解していないのは明らかです。理解度に差がある場合、一般企業では、文書（基準書、マニュアル）を作成することが当然であり、文書がなければ、

正当な手続を経て選考されたものではなくてしまうので、文書は存在するはずです。

3 したがって、存在するはずのマニュアルの公開を求めます。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、公文書非公開決定通知書、理由説明書及び口頭理由説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

マニュアルは作成していないため存在しません。

なお、保育園入園申込みの受付方法は、保育所等に係る入園案内に基づいて申込者の申込必要書類や書類内容の確認を行うとともに、受付に係る疑義については適宜職員間で確認し、担当職員全体で意識統一を図っているため、文書不存在により非公開としたものです。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 マニュアルの存否

異議申立人は、入園申込受付に際してのマニュアルが存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は存在しないと主張しています。そこで、当該文書の存否について判断します。

ここで、マニュアルとは、一般的な用語方法によれば、仕事の処理手順や手続を記述した事務手順書や処理要領をいうものと解されます。異議申立人は、異議申立書において、「基準書、マニュアル」という表現を用いていることから、本件開示請求においても、一般的な用語方法によるマニ

マニュアル、すなわち、入園申込時の面接における担当者の処理手順や手続が記述された文書の開示を求めているものと解されます。

本件非公開決定の「公開しない理由」欄によれば、保育園入園申込みの受付方法は、保育所等に係る入園案内に基づいて申込者の申込必要書類や書類内容の確認を行うものであり、受付に係る疑義については適宜職員間で確認し、担当職員全体で意識統一を図っており、マニュアルは作成していないため存在しないということです。

当審査会が、実施機関に対し、口頭理由説明において、どのように入園申込みの受付業務を行っているのか尋ねたところ、実施機関からは、以下の回答を得ました。すなわち、保育課の担当職員は、面接時、「入園（室）受付時確認事項」という用紙を用いて保護者の持参した稼働証明書等の提出書類を確認し、保護者から家庭状況等を聴き取りしながら、同「入園（室）受付時確認事項」の該当箇所へのチェックや特記事項等の記録を行っているということでした。そして、保育課の担当職員は、配属された当初は経験のある職員とともに面談を行い、一人で面談を行うようになってからも、申込みの段階で申込者に疑義が生じないように、少しでも不明な点があれば、経験のある職員に確認をするように指導しているということでした。なお、「入園（室）受付時確認事項」は、問い合わせを受ければ保護者にも配布している資料であるということでした。

そこで、当審査会が「入園（室）受付時確認事項」を確認したところ、同書面は、保護者が提出すべき申込書等の記入事項が書かれているかを担当者がチェックしたり、必要書類が提出されているかを確認するための表であり、入園受付の面接における担当者の処理手順や手続が記述された文書であるマニュアルとは異なるものであることがわかりました。

当審査会は、さらに、実施機関に対し、「入園（室）受付時確認事項」の他に、保育課の担当者が参照する文書の存否を尋ねたところ、存在しないとの回答を得ました。また、平成27年6月26日、当審査会が審査会事務局に保育課の保有文書の調査を行わせたところ、本件公開請求の②に該当する文書やその他の資料は存在しないことを確認しました。

3 結論

以上のことから、マニュアルの不存在を理由とする本件非公開決定は、妥当であると判断します。

第6 付言

本件異議申立てに対する当審査会の結論は上記のとおりですが、前記のとおり、「入園（室）受付時確認事項」が入園申込に際してチェックシートとして使われており、入園申込受付事務の適正な処理を担保するための手段の一つとされていることは明らかです。そのような実情を考慮すると、「入園（室）受付時確認事項」は、異議申立人が公開を求めている「マニュアル」には該当しないものの、それに代わる一つの参考資料にはなり得るのではないかと考えま

す。それに加えて、本条例第23条が情報公開の総合的な推進をうたい、「実施機関は、……情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。」と定めている趣旨を踏まえ、当審査会は、実施機関がこの「入園（室）受付時確認事項」を、「マニュアル」に代わるものとして、異議申立人に情報提供することが適切であると判断し、そうされることを要望します。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成27年 1月20日 草加市長（以下「諮問実施機関」といいます。）から諮問を受けました。
- 1月28日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 2月 5日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 2月 6日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 2月20日 異議申立人から同月12日付けの意見書が提出されました。また、口頭意見陳述申立書の提出がありました。
- 2月23日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 5月14日 審査。また、諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
- 5月28日 審査。諮問実施機関から口頭理由説明を聴取しました。
- 6月 5日 異議申立人に対し、質問事項を作成し、意見を求めました。
- 6月12日 異議申立人から質問事項の回答が提出されました。
- 6月16日 審査
- 6月17日 諮問事案に係る公文書の存否の調査を求めました。
- 6月26日 諮問実施機関に対して請求文書の存否確認の調査を行いました。
- 6月30日 審査
事務局調査（請求文書の存否確認の調査）結果報告
- 7月14日 審査
- 7月28日 審査

平成27年 7月28日

草加市情報公開・個人情報保護審査会

会長 右 崎 正 博

委員 早 川 和 宏

委員 川 上 愛